

神戸市有料老人ホーム設置指導要綱の改正について

1. 指針改正の背景

市内における有料老人ホームの設置に係る手続については、神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下、指導指針。）に基づき、神戸市有料老人ホーム設置指導要綱（以下、指導要綱）でその詳細を定めています。

今回の改正は、市内の有料老人ホームの設置手続を簡略化し、事業者の負担軽減を主な目的としています。

2. 主な改正内容

- ・「事前申出」「事前協議」のうち、「事前申出」を廃止します。これまで二度に分けて行っていた事前の協議を一度にまとめることで、これまでと同等の審査を行うとともに、事業者の負担軽減にも繋がります。（指導要綱第5条）
- ・設置者（設置希望者）の変更の場合、現設置者が廃止届を、新設置者が事前協議手続をとることを改めて規定します。（指導要綱第10条）

3 施行予定日

平成 28 年 11 月 1 日